

激変緩和事業の延長・拡充

- 本日4月26日に開催された原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が発表されたところ。
- 燃料油価格の激変緩和策について、長引く原油価格の高騰・乱高下がコロナ禍からの経済回復や国民生活への悪影響を与えることを防ぐ観点から、以下の措置を拡充。

【拡充内容】

- 支給額の上限を、25円から35円とし、さらなる超過分についても1/2を支援する制度を設ける。
- 基準価格を、ガソリン全国平均価格168円とする。
- 現行の4油種（ガソリン、軽油、灯油、重油）に加えて、航空機燃料も対象とする。
- 事業期間は、今年度上半期中実施とする。
- 一定期間経過後、基準価格の見直しを検討する。

<留意点>

- 小売価格は、輸送コストの違いなどから地域差があり、**すべての地域で基準価格以下に抑えようとするものではない**